

福岡医発第1015号(地)  
令和6年6月29日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 蓮澤 浩明  
(公 印 省 略)

医師の働き方改革の施行に伴う  
医療提供体制(救急医療)への影響を把握するための調査について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年4月から医師の働き方改革が施行され、時間外・休日労働時間の上限規制が開始されておりますが、本県では、医師の働き方改革の施行後の医療提供体制(救急医療)を確保することを目的に、昨年度より各構想区域地域医療構想調整会議(以下、「調整会議」)において協議を重ねてきたところです。

今年度も、昨年度に引き続き、調整会議において医師の働き方改革の施行後の医療提供体制(救急医療)について協議をすることから、制度開始後の医療提供体制(救急医療)への影響について把握するため、都道府県の医療計画で第二次救急医療機関以上に位置付けられている全ての医療機関を対象に標記調査を福岡県保健医療介護部医療指導課より委託を受け実施いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、調査への協力方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、調査対象医療機関には、本会より直接依頼することを申し添えます。

記

- 1 調査対象：都道府県の医療計画で第二次救急医療機関以上に位置付けられている全ての医療機関
- 2 回答方法：下記URLまたQRコードよりアクセスの上、**WEB**で回答。  
<https://forms.gle/g3waSmBFZd3SeUkaA>
- 3 回答期限：令和6年7月25日(木)
- 4 実施主体：福岡県保健医療介護部医療指導課
- 5 問合せ先：福岡県医師会地域医療課  
担当：小川 TEL：092-431-4564



公印省略

6 医指第 7 6 6 号

令和 6 年 6 月 28 日

関係医療機関の長 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長

( 地 域 医 療 係 )

医師の働き方改革の施行に伴う医療提供体制（救急医療）への影響を把握するための調査について（依頼）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和 6 年 4 月から医師の働き方改革が施行され、医師についても時間外・休日労働時間の上限規制が開始されたところです。

各医療機関におかれましては、医師の労働時間短縮に関する取組や宿日直許可の取得などそれぞれ必要な取組を実施していることと存じますが、医療提供体制、特に救急医療においては、その体制を縮小せざるを得ないといった声もあがっているところです。

そこで、昨年度に引き続き、救急医療における医師の働き方改革の影響を把握し、地域医療構想調整会議等において救急医療体制の協議を促進するため、別紙のとおり調査を実施することといたしました。御多忙中のところ恐れ入りますが、調査に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、本調査は公益社団法人福岡県医師会に委託して実施しています。

**【担当】**

福岡県保健医療介護部

医療指導課地域医療係

TEL : 092-643-3396

(令和6年6月25日)

## 医師の働き方改革の施行に伴う 医療提供体制（救急医療）への影響を把握するための調査実施要綱

### 1. 目的

本県では、医師の働き方改革の施行後の医療提供体制（救急医療）を確保することを目的に、医療圏ごとに開催される構想区域地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」）において協議を重ねてきた。今般、制度開始後の医療提供体制（救急医療）への影響を把握し、調整会議において医療提供体制（救急医療）の協議を促進することを目的に下記のとおり影響度調査を実施する。

### 2. 調査対象施設

都道府県の医療計画で第二次救急医療機関以上に位置付けられている全ての医療機関

### 3. 回答方法

下記URLまたQRコードよりアクセスの上、**WEBで回答**。

<https://forms.gle/g3waSmBFZd3SeUkaA>



### 4. 回答期限

令和6年7月25日（木）

### 5. 回答時の留意点

回答結果は、福岡県が主催する調整会議において資料として使用されることから、「9. 回答要領」を確認の上、記入いただき、**回答内容は必ず医療機関管理者と共有**をしてください。

### 6. 実施主体

福岡県保健医療介護部医療指導課

### 7. 問合せ先

福岡県医師会地域医療課 担当：小川 TEL：092-431-4564

### 8. 調査内容

#### (1) 基本情報

①二次医療圏名	①	⑤電話番号	⑤
②施設名	②	⑥救急告示指定の有無	⑥
③保険医療機関番号	③	⑦常勤医師数	⑦
④記入者所属・氏名	④	⑧年間の救急当番日数	⑧

(令和6年6月25日)

## (2) 診療状況

①-1 当番日(4月～6月)の診療時間外の患者数:総数(人)、1日当たりの平均人数(人)

	総数	1日当たりの平均人数(人)
4月	⑨	⑩
5月	⑪	⑫
6月	⑬	⑭

①-2 当番日(4月～6月)の診療時間外の救急自動車による搬送受入れ件数

	件数	内、入院件数	応需率
4月	⑮	⑯	⑰
5月	⑱	⑲	⑳
6月	㉑	㉒	㉓

②-1 当番日以外(4月～6月)の診療時間外の患者数:総数(人)、1日当たりの平均人数(人)

	総数	1日当たりの平均人数(人)
4月	㉔	㉕
5月	㉖	㉗
6月	㉘	㉙

②-2 当番日以外(4月～6月)の診療時間外の救急自動車による搬送受入れ件数

	件数	内、入院件数	応需率
4月	⑳	㉑	㉒
5月	㉓	㉔	㉕
6月	㉖	㉗	㉘

## (3) 宿日直許可

①宿日直許可の取得状況について、該当するものを選択してください。㉙

1. 取得済み ⇒ ㉚
2. 申請中 ⇒ (4) へ
3. 申請準備中 ⇒ (4) へ
4. 取得困難 ⇒ (4) へ
5. 許可は得られなかった ⇒ (4) へ
6. 取得の必要性がない ⇒ (4) へ

(令和6年6月25日)

②許可内容（取得された許可証に記載されている内容を記載してください。）

1. 宿直勤務の開始及び終了時間④①	午後 時 分～翌午前 時 分まで
2. 宿直勤務の態様④②	<u>例：内科・外科、入院患者の容態変化に備えた病棟管理(診察を要する頻度は1回1件(20分程度))</u>
3. 日直勤務の開始及び終了時間④③	時 分～ 時 分まで
4. 日直勤務の態様④④	

#### (4) 医師の働き方改革に伴う救急医療への影響

令和5年5月と比較した令和6年5月時点の自院における救急患者受入体制(※)について、医師の働き方改革による医師の派遣状況等を踏まえ、該当するものを選択し、その理由をご記入ください。

①医師派遣元からの派遣状況④⑤ 1. 拡大    2. 維持    3. 縮小    4. 中止    5. 従来から派遣なし 6. その他 理由 ( )
②平日の日勤帯の受入体制④⑥ 1. 拡大    2. 維持    3. 縮小    4. 中止    5. その他 理由 ( )
③平日の宿直帯の受入体制④⑦ 1. 拡大    2. 維持    3. 縮小    4. 中止    5. その他 理由 ( )
④土・日・祝日の宿日直帯の受入体制④⑧ 1. 拡大    2. 維持    3. 縮小    4. 中止    5. その他 理由 ( )

(令和6年6月25日)

⑤令和6年4月以降に発生している自院の救急医療提供体制への影響について、以下のいずれかを選択してください(複数回答可)。④8

1. 救急当番体制への影響
2. 脳血管疾患への対応に係る影響
3. 循環器疾患への対応に係る影響
4. 消化器疾患への対応に係る影響
5. 外傷(多臓器損傷、広範囲熱傷、骨折等)疾患への対応に係る影響
6. 周産期医療体制への影響
7. 小児医療体制への影響
8. その他疾患への対応に係る影響( )
9. 把握できていない
10. その他( )
11. 特に変化なし

選択理由(具体的に記載してください。)

[例:脳・循環器系疾患への対応に特化するため。]

※救急患者受入体制:救急自動車及び転院による搬送受入、その他(ウォークイン)患者を受け入れる体制のこと。

#### (5) 医師の働き方改革に伴う救急以外の医療提供体制への影響

令和6年4月以降に発生している自院の救急以外の医療提供体制への影響について、以下のいずれかを選択してください(複数回答可)。④9

1. 研修体制(初期、後期、その他の研修)への影響
2. 専門的な医療提供体制への影響(診療科・診療内容: )
3. 新興感染症医療提供体制(協定締結)への影響
4. へき地医療体制への影響
5. その他の地域医療連携体制への影響
6. 把握できていない
7. その他( )
8. 特に変化なし

選択理由(具体的に記載してください。)

[例:医師派遣の中止に伴い、内視鏡検査を中止した。]

## 9. 回答要領

(1). 「(1) 基本情報」について

ア. 各項目の調査対象期間は以下の通りとする。

「⑥救急告示指定の有無」、「⑦常勤医師数」は、令和6年4月1日時点とする。

(令和6年6月25日)

「⑧年間の救急当番日数」は、令和6年4月1日～令和7年3月31日まで  
の予定とする。

イ. 「⑧年間の救急当番日数」とは、通常の診療時間外に救急患者の受入体制を整えている日をいう。(厚生労働省が実施する「救急医療提供体制の現況調べ」と同様の取扱い。)

イ-1 診療時間内外の判断は、来院時間を基準にすること。

イ-2 輪番制の診療を実施している病院においては、当番表等で担当病院として指定されている日のこととし、当番日が当番表等によって明確になっていない体制の病院の場合は、救急患者の受入体制を整えている日のことを指すこととする。

イ-3 日数の数え方は、平日・休日の夕方から翌朝までで1日、休日の朝から夕方までで1日とする。

(2). 「(2) 診療状況」について

ア. 「①-1 当番日(4月～6月)の診療時間外の患者数」、「②-1 当番日以外(4月～6月)の診療時間外の患者数」は、令和6年4月1日～令和6年6月30日までの実績とする。

イ. 「①-2 当番日(4月～6月)の診療時間外の救急自動車による搬送受入れ件数」及び「②-2 当番日以外(4月～6月)の診療時間外の救急自動車による搬送受入れ件数」の「応需率」は下記のとおり算出する。

○「応需率」＝救急車来院患者数÷救急部への救急車受け入れ要請件数

## 10. 結果

地域医療構想調整会議において報告するとともに、調査対象施設にも提供する。